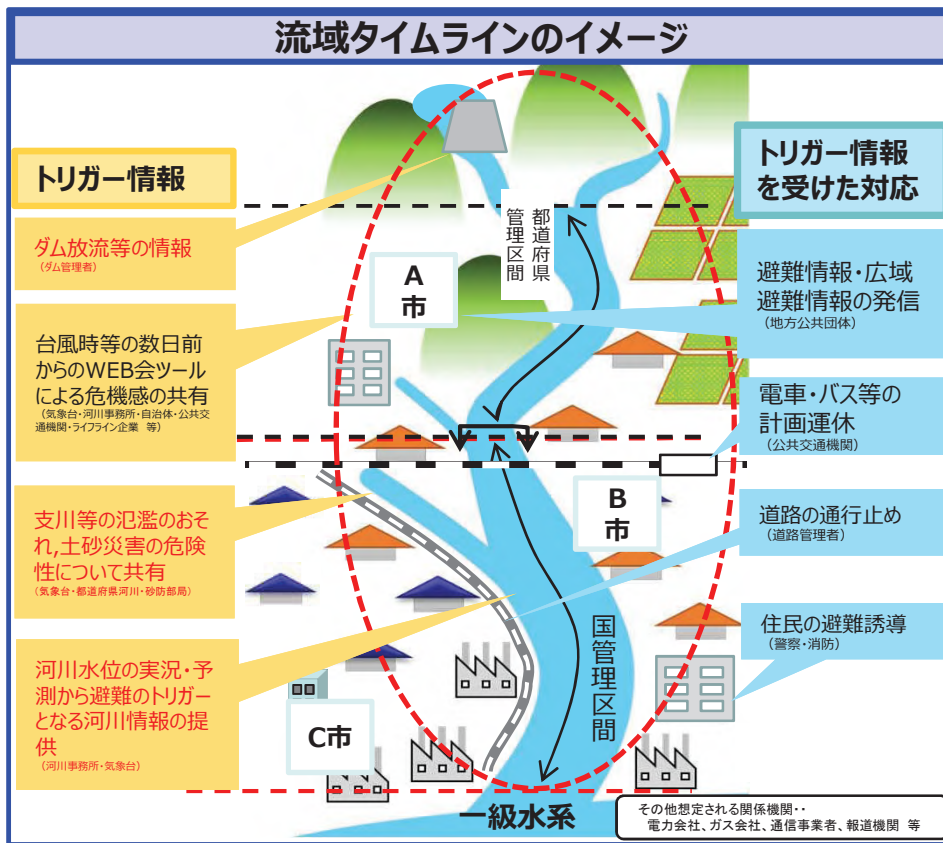


その他情報提供について

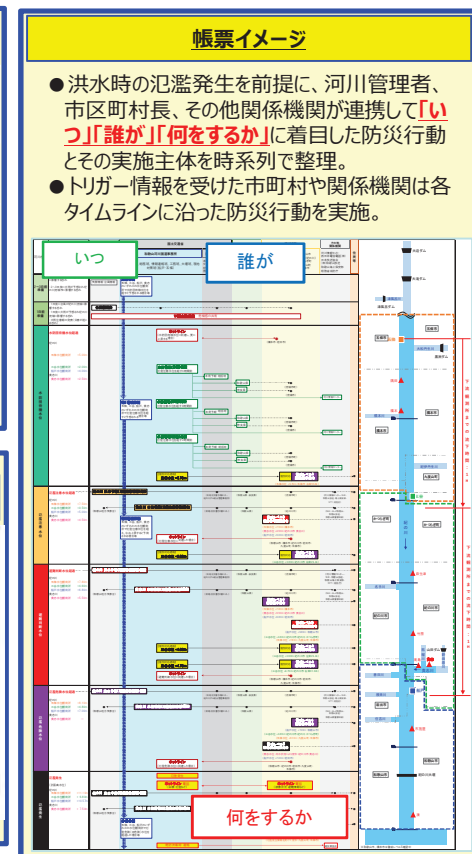
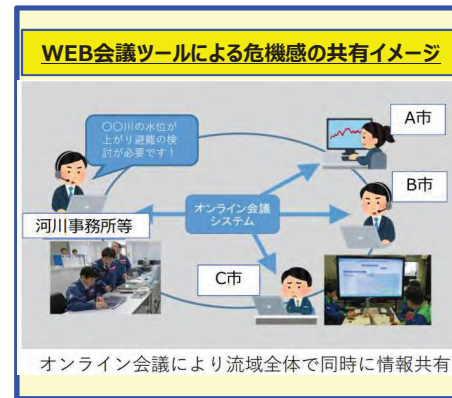
1. 流域タイムラインの概要

- 国土交通省防災業務計画（令和3年10月）により、「**避難情報に着目した水害対応タイムラインを複数の市区町村等を対象とした流域タイムライン**」の見直しに着手。
- 大規模災害を見据え、広域避難などにも対応するため、流域の都道府県や市区町村に加え、公共交通機関など多くの関係者が連携して作成。
- 国管理河川の流域では、**148個の流域タイムラインを作成し、1,153市区町村が参加（令和5年3月末時点）**。今後は、地域の状況に応じてさらに指定区間市町村や関係機関を拡大し、市区町村タイムラインなどとの相互連携を推進。



水害対応タイムラインと法定計画との関係

領域	法定計画等 (作成主体)	タイムライン
流域	国土交通省防災業務計画等 (地方整備局等、事務所等)	流域タイムライン
市区町村	地域防災計画 (市区町村)	市区町村タイムライン
地区	地区防災計画 (自治会、自主防災組織)	コミュニティタイムライン
個人事業者等	避難確保計画 (要配慮者利用施設) 個別避難計画 (要配慮者)	マイ・タイムライン



安倍川（直轄管理区間）流域タイムライン(案)

※記載事項に関しては、状況に応じて前倒しで実施される場合があります

黒字：水位、気象情報、災害体制 ●：情報の受け手

河川水位	状況	静岡地方气象台	河川事務所	静岡市	静岡県	住民等
3日前準備	・3日後に台風が安倍川流域に影響する恐れ ・3日後に大雨が予想され安倍川流域に影響する恐れ	・台風に関する静岡県気象情報発表（台風進路予定等） ・早期注意情報発表(中・高)				
WEB会議ツールによる危機感の共有 ※WEB会議を接続可能な体制を確保						
1日前準備	・1日後に台風が安倍川流域に影響する恐れ ・1日後に大雨が予想され安倍川流域に影響する恐れ	・台風に関する静岡県気象情報発表（台風進路予定等） ・早期注意情報発表(中・高) ・台風に関する静岡県気象情報発表（随時）	・樋管・樋門・陸開の操作人員・連絡体制等の確認 ・災害対策用資機材・復旧資機材等の確保 ・災害協定業者への連絡体制等の確認 ・防災エキスパートへの連絡体制等の確認 ・リエゾン体制の確認 ・許可工作物の占有者等への安全確認 ・工事現場の安全管理の確認	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">危機警戒本部（関係部長等）</div> ・タイムラインの更新 ・体制の確認 ・水防団等への情報提供、注意喚起 ・河川・気象の情報収集等		・テレビ・インターネット等から情報入手
水防団待機水位		・大雨注意報-洪水注意報発表 ・台風に関する静岡県気象情報発表（随時）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">注意体制</div> ・管内の水位観測所で水防団待機水位を超え、さらに水位上昇が予想されるとき ・静岡地方气象台より静岡県中部に大雨・洪水警報等の気象情報が発表されるとともに出水が予想されるとき ・高潮による災害の発生のおそれのあるとき	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">準備配備</div> 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかが発表されたとき ・河川水位、雨量、降水短時間予報、洪水キキクルを確認 ・避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は 高齢者等避難の発表 ・排水ポンプ等機能確認 ・海岸・河川陸開開閉 -補足情報の監視	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第1次事前配備体制（交通基盤部）</div>	
氾濫注意水位	・氾濫注意水位超過（牛妻、手越、奈良間（薬科川））	・大雨注意報-洪水注意報発表 ・台風に関する静岡県気象情報発表（随時）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">警戒体制</div> ・管内の水位観測所では氾濫注意水位を超え、さらに水位上昇が予想されるとき ・直轄管理区間内で災害（高潮を含む）が発生したとき、または発生する恐れがあるとき	・水防本部の立ち上げ ・避難情報発表の時期を検討 ・自主避難の連絡を受けた時点で該当緊急避難場所を開設 ・水防団拠点に参集、出動準備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第2次事前配備体制（交通基盤部）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">情報収集体制（危機管理部）</div> ・気象警報（波浪、津波を除く）が発表されたとき ・氾濫警戒情報が発表されたとき ・高齢者等避難、避難指示が発令されたとき ・市町災害対策本部が設置されたとき ・重傷者1名以上又は軽傷者15名以上のとき ・全壊、半壊、床上浸水の発生又は一部損壊が10戸以上のとき	
		洪水予報(氾濫注意情報)発表				
		水防警報(準備)発表				
		・出水時点検（巡視） ・CCTVによる監視強化				
出動水位	・出動水位超過（牛妻、手越、奈良間（薬科川））			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">準備配備（拡大）</div> -洪水緊急避難場所開設		
		水防警報(出動)発表				
		・リエゾンの派遣（必要時）		・水防団員等出動 ・河川巡視		
		ホットライン（避難判断水位到達予測）				
		避難判断水位超過の恐れと今後の河川状況を助言 ※場合によっては、WEB会議ツールによる危機感の共有		（危機管理-統括-監へホットライン）		
				・巡視・水防活動状況報告（適宜）		

安倍川（直轄管理区間）流域タイムライン(案)

※記載事項に関しては、状況に応じて前倒しで実施される場合があります

黒字：水位、気象情報、災害体制 ●：情報の受け手

河川水位	状況	静岡地方気象台	河川事務所	静岡市	静岡県	住民等
避難判断水位	・避難判断水位超過 (牛妻、手越、奈良間(藁科川))	・大⾬警報・洪水警報発表	洪水予報(氾濫警戒情報)発表 避難判断水位到達時、氾濫危険水位到達予測	高⾰者等避難 予測水位が氾濫危険水位を超えている場合 →河川水位、雨量、降水短時間予報を確認 →避難場所を開設 ・洪水緊急避難場所開設	静岡県	・テレビ・インターネット等から情報入手 高⾰者等が避難開始
			<ul style="list-style-type: none"> 堤防調査委員会の委員への情報提供(本局) 漏水・侵食情報提供(必要時) 記者投げ込み(避難判断水位到達) 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者施設、地下街等に洪水予報伝達 緊急速報メール配信 		
氾濫危険水位	・氾濫危険水位超過 (牛妻、手越) ・特別警戒水位超過 (奈良間(藁科川))	洪水予報(氾濫危険情報)発表	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メール配信 	災害対策本部 ・首長若しくは代理者の登庁	警戒体制(危機管理部) ・氾濫危険情報が発表されたとき ・死者、行方不明者が発生したとき	・テレビ・インターネット等から情報入手 住民が避難開始
			<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位到達時(既に氾濫危険情報が発令済みの場合は、発令(配信)なし)、氾濫する可能性のある水位到達予測 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示 氾濫または越水発生が予測されている場合 ・緊急速報メール配信 	<ul style="list-style-type: none"> 特別警戒体制(危機管理部) ・要救助者の発生又は死者、行方不明者5名以上のとき 災害警戒本部(危機管理部) ・気象特別警報の発表予告があったとき ・1市町以上が災害救助法適用程度に達する見込みのとき 	
大⾬特別警報	表面雨量指数、流域雨量指数、土壌雨量指数等の基準超過により、大⾬特別警報を発表すると判断した場合	ホットライン(大⾬特別警報判断時)	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策機械の派遣 陸⾰操作水位到達時全⾰指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策機械の派遣要請(内水被害発生時) 操作受託者(静岡市の受託者) 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて市町情報収集要員、市町支援機働班を派遣 	・適宜、テレビ・インターネット等から情報入手
		<ul style="list-style-type: none"> 大⾬特別警報の住民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次非常配備体制(交通基盤部) 			
氾濫発生	・氾濫発生	洪水予報(臨時)発表 大⾬特別警報解除の場合	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メール配信 	緊急安全確保 ・緊急速報メール配信	<ul style="list-style-type: none"> 緊急安全確保措置 	
		洪水予報(氾濫発生情報)発表	<ul style="list-style-type: none"> 緊急速報メール配信 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊災害派遣要請の要求 避難者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊災害派遣要請 	
		<ul style="list-style-type: none"> ホットライン(氾濫発生伝達) 堤防決壊の発生伝達と今後の河川状況など助言 ※場合によっては、WEB会議ツールによる危機感の共有 記者投げ込み(氾濫発生について) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急復旧、堤防調査委員会設置 被害状況の把握(ヘリコプター等による状況把握) TEC-FORCEの活動 被害状況・調査結果等の公表 	<ul style="list-style-type: none"> (危機管理-統括-監へホットライン) 		

大井川（直轄管理区間）流域タイムライン(案)

※記載事項に関しては、状況に応じて前倒しで実施される場合があります

黒字：水位、気象情報、災害体制 ●：情報の受け手

河川水位	状況	静岡県気象台	河川事務所	焼津市	吉田町	牧之原市	藤枝市	島田市	静岡県	川根本町	長島ダム管理所	住民等
3日前準備	3日後に台風が大井川流域に影響する恐れ 3日後に大雨が予想され大井川流域に影響する恐れ	・台風に関する静岡県気象情報発表(台風進路予定等) ・早期注意情報発表(中・高)		・緊急対策会議開催								・テレビ・インターネット等から情報入手
		WEB会議ツールによる危機感の共有 ※WEB会議を接続可能な体制を確保										
1日前準備	1日後に台風が大井川流域に影響する恐れ 1日後に大雨が予想され大井川流域に影響する恐れ	・台風に関する静岡県気象情報発表(台風進路予定等) ・早期注意情報発表(中・高) ・台風に関する静岡県気象情報発表(随時)	・樋管・樋門・陸閉の操作人員・連絡体制等の確認 ・災害対策用資機材・復旧資機材等の確保 ・災害協定業者への連絡体制等の確認 ・防災エキスパートへの連絡体制等の確認 ・リエゾン体制の確認 ・許可工作物の占有者等への安全確認 ・工事現場の安全管理の確認 ・長島ダムの操作状況の把握・確認	・水防団等への注意喚起 ・体制の確認等 ・緊急対策会議 ・河川・気象の情報収集 ・1時間ごとに河川水位、雨量等の情報収集 ・職員による市内巡視	・消防団等への注意喚起 ・体制の確認等 ・河川・気象の情報収集 ・適宜、河川水位、雨量等の情報収集 ・管理職の配置 ・職員による町内巡視	・消防団への情報提供、注意喚起 ・体制の確認等 ・職員への注意喚起 ・河川・気象の情報収集	・消防団への情報提供、注意喚起 ・体制の確認等 ・配備待機(レベル1) 【平野部】「時間雨量20mm」又は「時間雨量5mmかつ積算雨量60mm」 【山間部】「時間雨量20mm」又は「時間雨量5mmかつ積算雨量100mm」 ・河川・気象の情報収集 ・職員による市内巡視	・消防団への情報提供、注意喚起 ・体制の確認等 ・第1配備体制(レベル1) 【時間雨量15mm】又は「時間雨量10mmかつ積算雨量50mm」 ・島田地区に出勤し、水門操作を実施 ・河川・気象の情報収集 ・第1配備体制(レベル2) 【時間雨量30mm以上】又は「時間雨量10mm以上かつ積算雨量80mm」又は「積算雨量100mm」 ・河川・気象の情報収集 ・金谷地区に出勤し、水門操作を実施 ・SNS等で情報発信、注意喚起				・テレビ・インターネット等から情報入手
		WEB会議ツールによる危機感の共有 ※WEB会議を接続可能な体制を確保										
水防団待機水位	水防団待機水位超過(神座、細島)	・大雨注意報・洪水注意報発表 ・台風に関する静岡県気象情報発表(随時)	注意体制 ・管内の水位観測所で水防団待機水位を超え、さらに水位上昇が予想されるとき ・静岡県気象台より静岡県中部に大雨・洪水情報等の気象情報が発表されるときに出水が予想されるとき ・高潮による災害の発生のおそれがあるとき	事前第1水防体制 大雨・洪水・高潮情報のいずれかが発表されたとき	事前第1水防体制 大雨・洪水・高潮情報のいずれかが発表されたとき		事前配備体制(レベル2) 【平野部】「時間雨量30mm」又は「時間雨量5mmかつ積算雨量80mm」 【山間部】「時間雨量30mm」又は「時間雨量5mmかつ積算雨量150mm」 ・消防団長は情勢の把握 ・消防団員は次の段階に移行できる状態で待機 ・職員による市内巡視 ・河川・気象の情報収集 ・避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、高齢者等避難の発令判断	・消防団長は情勢の把握 ・消防団員は次の段階に移行できる状態で待機 ・職員による市内巡視 ・河川・気象の情報収集 ・避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、高齢者等避難の発令判断		第1次事前配備体制(交通基盤部)		
		WEB会議ツールによる危機感の共有 ※WEB会議を接続可能な体制を確保										
氾濫注意水位	氾濫注意水位超過(神座、細島)	・大雨注意報・洪水注意報発表 ・台風に関する静岡県気象情報発表(随時)	警戒体制 ・管内の水位観測所では氾濫注意水位を超え、さらに水位上昇が予想されるとき ・直轄管理区間内で災害(高潮を含む)が発生したとき、または発生する恐れがあるとき	事前第2水防体制 大雨・洪水・高潮情報のいずれかが発表されたとき	第1次警戒配備体制【水防第2配備】 ①大雨・洪水・高潮・暴風情報のいずれかが発表されたとき ②水防団待機水位を超え、更に水位上昇が見込まれるとき	事前配備体制(指標1) 大雨・洪水・暴風のいずれかの情報が発表されたとき	事前配備体制(レベル3) 【平野部】「時間雨量40mm」又は「時間雨量5mmかつ積算雨量150mm」 【山間部】「時間雨量50mm」又は「時間雨量5mmかつ積算雨量250mm」 ・河川・気象等の情報収集 ・班長(管理職)の登庁 ・職員によるパトロールの実施	第2配備体制(レベル3) 【時間雨量40mm以上】又は「時間雨量15mm以上かつ積算雨量100mm」(大雨・洪水情報相当) ・川根地区に出勤し、河川・気象等の情報収集 ・班長(管理職)の登庁 ・職員によるパトロールの実施 ・住民への自主避難の呼びかけ ・事態悪化の恐れがあると判断した場合、体制を強化		第2次事前配備体制(交通基盤部) 情報収集体制(危機管理部) ・気象情報(波浪、津波を除く)が発表されたとき ・氾濫警戒情報が発表されたとき ・高齢者等避難、避難指示が発令されたとき ・市町災害対策本部が発令されたとき ・重傷者1名以上又は軽傷者15名以上のとき ・全壊、半壊、床上浸水の発生又は一部損壊が10戸以上のとき		・住民が自主避難開始
		WEB会議ツールによる危機感の共有 ※WEB会議を接続可能な体制を確保										
			洪水予報(氾濫注意情報)発表									
			水防警報(準備)発表 ・出水時点検(巡視) ・CCTVによる監視強化									

河川水位	状況	静岡地方気象台	河川事務所	焼津市	吉田町	牧之原市	藤枝市	島田市	静岡県	川根本町	長島ダム管理所	住民等
出動水位	・出動水位超過 (神座、細島)		<p>水防警報(出動)発表</p> <p>・リエゾンの派遣(必要時)</p> <p>ホットライン(避難判断水位到達予測)</p> <p>避難判断水位超過の恐れと今後の河川状況を勘案 ※場合によっては、WEB会議ツールによる危機感の共有</p>	<p>・首長若しくは代理者の登庁</p> <p>・巡視・水防活動状況報告(適宜)</p>	<p>非常配備体制</p> <p>災害対策本部設置</p> <p>①避難判断水位に達するおそれがあるとき ②特別警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>・巡視・水防活動状況報告(適宜)</p>	<p>・避難が必要な状況が夜間・早朝の場合は、高齢者等避難の発表判断</p> <p>・巡視・水防活動状況報告(適宜)</p>	<p>必要に応じて災害対策本部立ち上げ</p> <p>・巡視・水防活動状況報告(適宜)</p>	<p>第3配備体制(レベル4)</p> <p>水防本部体制</p> <p>①時間雨量20mm以上かつ積算雨量130mm) ②特別警報の発表、又は台風の進路等により必要な場合</p> <p>・首長若しくは代理者の登庁</p> <p>・巡視・水防活動状況報告(適宜)</p>				
避難判断水位	・避難判断水位超過 (神座、細島)	・大雨警報・洪水警報発表	<p>洪水予報(氾濫警戒情報)発表</p> <p>避難判断水位到達時、氾濫危険水位到達予測</p> <p>堤防調査委員会の委員への情報提供(本局)</p> <p>・漏水・浸食情報提供(必要時)</p> <p>・記者投げ込み(避難判断水位到達)</p> <p>非常体制</p> <p>・管内の水位観測所で避難判断水位を超過、氾濫危険水位に達する予見されるとき ・直轄管理区間内で重大な災害(高潮を含む)が発生または発生する恐れのあるとき</p>	<p>災害対策本部</p> <p>高齢者等避難</p> <p>予測水位が氾濫危険水位を超過している場合 避難情報発令対象の地区 惣右衛門、一色(成瀬寺川より南の区域のみ)、田尻(飯山川より南の区域のみ)、中島、飯淵、利右衛門、吉永、高瀬田、藤守、下小杉、相川、西島、本中根、中根新田、三和、大島、大島新田、家高、上小杉、上泉、下江留、上新田</p> <p>・要配慮者施設に洪水予報伝達 ・避難所開設</p>	<p>高齢者等避難</p> <p>予測水位が氾濫危険水位を超過している場合</p> <p>・要配慮者施設に洪水予報伝達 ・避難所開設</p>	<p>高齢者等避難</p> <p>予測水位が氾濫危険水位を超過している場合</p> <p>・首長若しくは代理者の登庁</p> <p>・要配慮者施設に洪水予報伝達 ・避難所開設</p>	<p>事前配備体制(レベル4)</p> <p>【平野部】時間雨量50mm)又は「3時間雨量100mm」 【山間部】時間雨量80mm)又は「3時間雨量150mm」</p> <p>災害対策本部立ち上げ</p> <p>高齢者等避難</p> <p>予測水位が氾濫危険水位を超過している場合 避難情報発令対象の地区 源助、五平、善左衛門上、善左衛門下、忠兵衛、弥左衛門、大東町北、大東町東、大東町西、大東町南、青南町上、青南町下、泉町、青洲団地</p> <p>・要配慮者施設に洪水予報伝達 ・避難所開設</p>	<p>水防本部体制(レベル4)</p> <p>高齢者等避難</p> <p>予測水位が氾濫危険水位を超過している場合 避難情報発令対象の地区 【神座】神座、相賀、横岡新田、牛尾、島、金谷東二丁目 【細島】高島町、御請</p> <p>・要配慮者施設に洪水予報伝達 ・避難所開設</p>				・テレビ・インターネット等から情報入手 ・高齢者等が避難開始
氾濫危険水位	・氾濫危険水位超過 (神座、細島)		<p>洪水予報(氾濫危険情報)発表</p> <p>緊急速報メール配信</p> <p>氾濫危険水位到達時(既に氾濫危険情報が発令済みの場合は、発令(配信)なし)、氾濫する可能性のある水位到達予測</p> <p>・災害対策機械の派遣</p> <p>ホットライン(大雨特別警報判断時)</p> <p>表面雨量指数、流域雨量指数、土壌雨量指数等の基準超過により、大雨特別警報を発表すると判断した場合</p> <p>洪水予報(臨時)発表</p> <p>大雨特別警報解除の場合</p>	<p>避難指示</p> <p>氾濫または越水発生が予測されている場合 避難情報発令対象の地区 惣右衛門、一色(成瀬寺川より南の区域のみ)、田尻(飯山川より南の区域のみ)、中島、飯淵、利右衛門、吉永、高瀬田、藤守、下小杉、相川、西島、本中根、中根新田、三和、大島、大島新田、家高、上小杉、上泉、下江留、上新田</p> <p>・災害対策機械の派遣要請</p>	<p>避難指示</p> <p>氾濫または越水発生が予測されている場合</p> <p>・災害対策機械の派遣要請</p>	<p>避難指示</p> <p>氾濫または越水発生が予測されている場合</p> <p>・災害対策機械の派遣要請</p>	<p>第1または第2配備体制(レベル5)</p> <p>災害対策本部体制</p> <p>【平野部】時間雨量50mm以上)かつ「積算雨量150mm」 【山間部】時間雨量50mm以上)かつ「積算雨量250mm」 特別警報の発表、又は台風の進路等により必要な場合 「人的被害が発生した場合」若しくは「人的被害の発生が予想される場合」</p> <p>避難指示</p> <p>氾濫または越水発生が予測されている場合 避難情報発令対象の地区 源助、五平、善左衛門上、善左衛門下、忠兵衛、弥左衛門、大東町北、大東町東、大東町西、大東町南、青南町上、青南町下、泉町、青洲団地</p> <p>・災害対策機械の派遣要請</p>	<p>災害対策本部体制(レベル5)</p> <p>「人的被害が発生した場合」若しくは「人的被害の発生が予想される場合」</p> <p>避難指示</p> <p>氾濫または越水発生が予測されている場合 避難情報発令対象の地区 【神座】神座、相賀、横岡新田、牛尾、島、金谷東二丁目 【細島】高島町、御請</p> <p>・災害対策機械の派遣要請</p>	<p>警戒体制(危機管理部)</p> <p>・氾濫危険情報が発表されたとき ・死者、行方不明者が発生したとき</p> <p>特別警戒体制(危機管理部)</p> <p>・要救助者の発生又は死者、行方不明者5名以上のとき</p> <p>災害警戒本部(危機管理部)</p> <p>・気象特別警報の発表予見があったとき ・1市町以上が災害救助法適用程度に達する見込みのとき</p> <p>・必要に応じて市町情報収集要員、市町支援機動班を派遣</p> <p>(危機管理部長、交通基盤部長へ配備ホットライン)</p> <p>災害対策本部(危機管理部)</p> <p>・気象特別警報が発表されたとき ・洪水予報河川における氾濫発生情報及び水位周知河川における大規模な氾濫が確認されたとき ・1市町以上が災害救助法の適用申請をしたとき</p> <p>第3次非常配備体制(交通基盤部)</p>		・テレビ・インターネット等から情報入手 ・住民が避難開始	
大雨特別警報				・大雨特別警報の住民への周知	・大雨特別警報の住民への周知	・大雨特別警報の住民への周知	・大雨特別警報の住民への周知	・大雨特別警報の住民への周知				・適宜、テレビ・インターネット等から情報入手

大井川（直轄管理区間）流域タイムライン(案)

※記載事項に関しては、状況に応じて前倒しで実施される場合があります

黒字：水位、気象情報、災害体制 ●：情報の受け手

河川水位	状況	静岡地方気象台	河川事務所	焼津市	吉田町	牧之原市	藤枝市	島田市	静岡県	川根本町	長島ダム管理所	住民等
<p>氾濫発生</p> <p>・氾濫発生</p>			<p>洪水予報(氾濫発生情報)発表</p> <p>・緊急速報メール配信</p> <p>ネットライン（氾濫発生箇所の情報提供）</p> <p>堤防決壊の発生に伴う今後の河川状況など動画 ※場合によっては、WEB会議ツールによる危機感の共有</p> <p>・記者投げ込み（氾濫発生について）</p> <p>緊急復旧、堤防調査委員会設置</p> <p>・被害状況の把握（ヘリコプター等による状況把握）</p> <p>・TEC-FORCEの活動</p> <p>・被害状況・調査結果等の公表</p>	<p>緊急安全確保</p> <p>避難情報発令対象の地区 磐右衛門、一色（康家寺川より南の区域のみ）、田尻（飯山川より南の区域のみ）、中島、飯淵、磐右衛門、吉永、高瀬田、藤守、下小杉、相川、西島、本中根、中根新田、三和、大島、大島新田、家高、上小杉、上泉、下江留、上新田</p> <p>・自衛隊災害派遣要請の要求</p> <p>・避難者への支援</p> <p>・被害状況調査（ヘリ・バイク隊、被害認定調査班）</p>	<p>緊急安全確保</p> <p>堤防天端高に到達するおそれが高いとき</p> <p>・自衛隊災害派遣要請の要求</p> <p>・避難者への支援</p>	<p>緊急安全確保</p> <p>堤防天端高に到達するおそれが高いとき</p> <p>・自衛隊災害派遣要請の要求</p> <p>・避難者への支援</p>	<p>緊急安全確保</p> <p>堤防天端高に到達するおそれが高いとき</p> <p>避難情報発令対象の地区 源助、五平、磐左衛門上、磐左衛門下、忠兵衛、弥左衛門、大東町北、大東町東、大東町西、大東町南、青南町上、青南町下、泉町、青洲団地</p> <p>・自衛隊災害派遣要請の要求</p> <p>・避難者への支援</p>	<p>緊急安全確保</p> <p>堤防天端高に到達するおそれが高いとき</p> <p>避難情報発令対象の地区 【神座】神座、相賀、横岡新田、牛尾、島、金谷東二丁目 【細島】高島町、御請</p> <p>・自衛隊災害派遣要請の要求</p> <p>・避難者への支援</p>	<p>緊急安全確保</p> <p>堤防天端高に到達するおそれが高いとき</p> <p>・自衛隊災害派遣要請</p>			<p>緊急安全確保措置</p>
<p>（直轄区間水位に限らず）</p> <p>・ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である358mm（/48時間）以上</p> <p>・洪水調節開始（ダムへの流入量900m³/sに到達）</p> <p>・貯水位がただし書き操作開始水位（EL476.30m）を超えること及びその踏さらにサーチャージ水位（EL480.00m）を超えることが予測される場合</p> <p>・貯水位がただし書き操作開始水位（EL476.30m）を超過</p>											<p>洪水警戒体制</p> <p>静岡地方気象台から静岡県中部北（川根本町、静岡市北部）において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される</p> <p>長島ダム洪水警戒体制の通知 （通知1）洪水警戒体制を執ったとき</p> <p>長島ダム放流開始の通知 （通知3）事前放流の1時間前通知</p> <p>長島ダム防災操作（洪水調節）開始の情報 （情報5）洪水調節開始時</p> <p>重要情報 緊急放流 4時間前 （情報11）異常洪水時防災操作を行う概ね4時間前</p> <p>重要情報 緊急放流 3時間前 （通知7）異常洪水時防災操作を行う概ね3時間前</p> <p>重要情報 緊急放流 1時間前 （通知8）異常洪水時防災操作を行う概ね1時間前</p> <p>重要情報 緊急放流 開始 （通知9）異常洪水時防災操作を開始した時</p>	

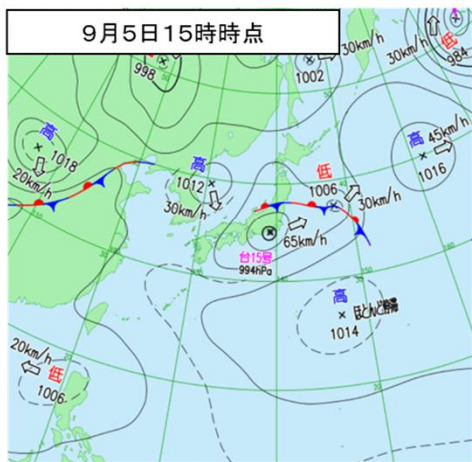
『令和7年9月の台風第15号による大雨』出水概要 安倍川

(1) 令和7年9月4日～9月5日の大雨による気象概況など

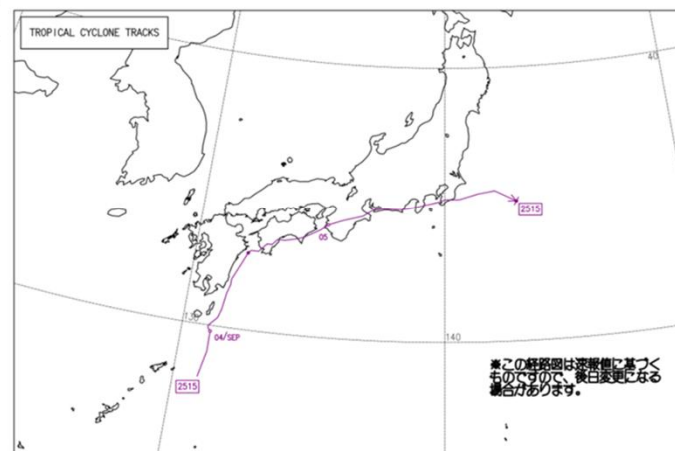
令和7年9月4日に発生した台風第15号は奄美大島の東で発生し、発達しながら北上した。4日の夜に九州に接近したあと、5日午前9時頃には和歌山県北部に再上陸し、その後、西日本から東日本へ列島を横断、静岡県や神奈川県で線状降水帯が発生したり、静岡雨量観測所にて9月4日0時から9月5日24時までの総降水量218mmを記録した。また、1時間雨量は9月5日14時に静岡雨量観測所にて80mmを記録した。

静岡県内ほぼ全域に土砂災害警戒情報が発表され、また、静岡市をはじめ多くの市町では避難指示を発令した。また、県内では竜巻も発生し、各地に大雨や突風、停電などの被害をもたらしたが、台風は、9月5日午後9時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

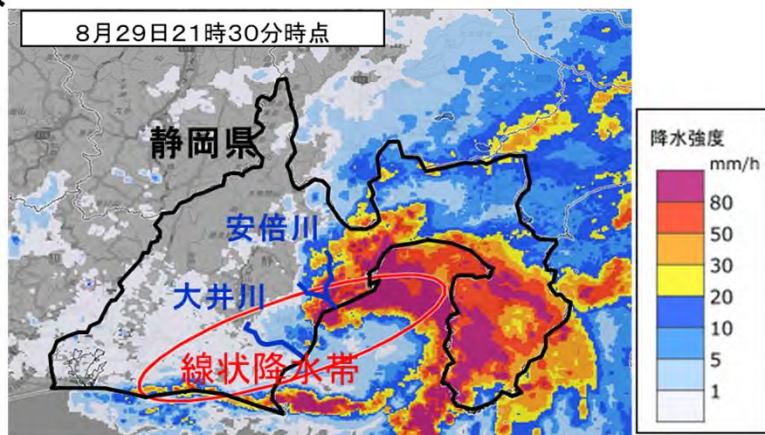
天気図
(気象庁HP)



台風経路図
(気象庁HP)

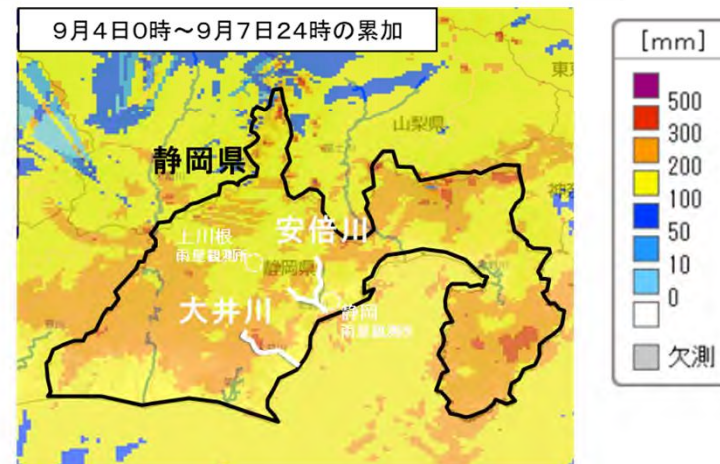


気象庁レーダー
雨量



※速報値のため
変更される場合
があります。

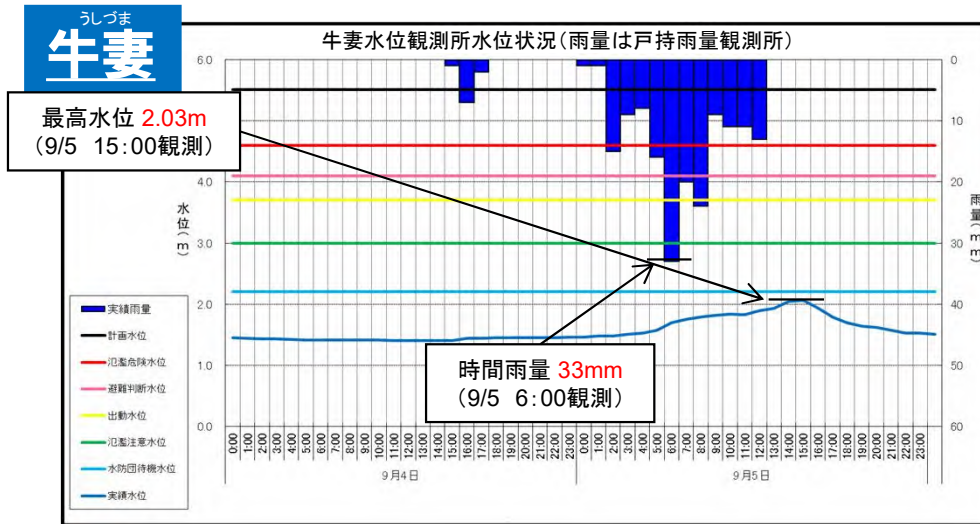
Cバンドレーダー
累加雨量



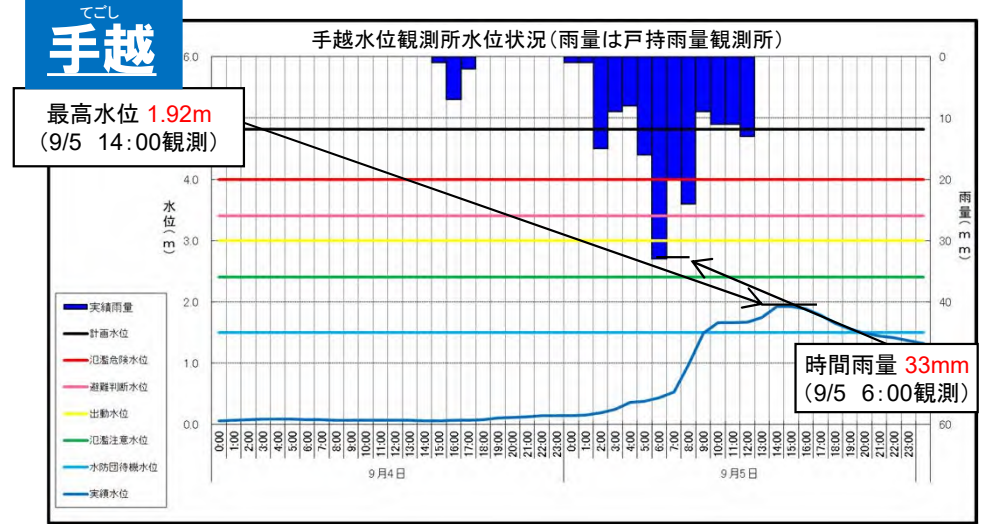
(2) 安倍川の水位観測所 水位状況

手越水位観測所では水防団待機水位を超え9月5日14時にピーク水位1.92mを観測。また、牛妻水位観測所及び奈良間水位観測所では水防団待機水位未滿に留まった。

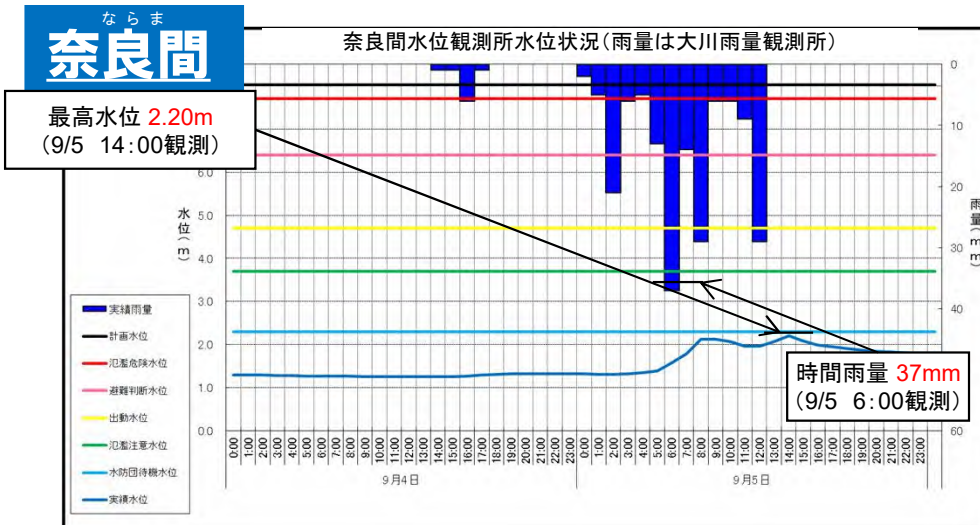
9/4 0時～9/5 24時の各水位観測所における水位の変遷は以下の通り



※時刻水位・雨量データより作成



※時刻水位・雨量データより作成



※時刻水位・雨量データより作成

<各水位観測所 ピーク時水位の整理>

河川名	観測所名	今回最高水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
安倍川	牛妻	2.03	2.20	3.00	3.70	4.10	4.60	5.51
	手越	1.92	1.50	2.40	3.00	3.40	4.00	4.82
藁科川	奈良間	2.20	2.30	3.70	4.70	6.40	7.70	8.02

※速報値のため変更される場合があります。

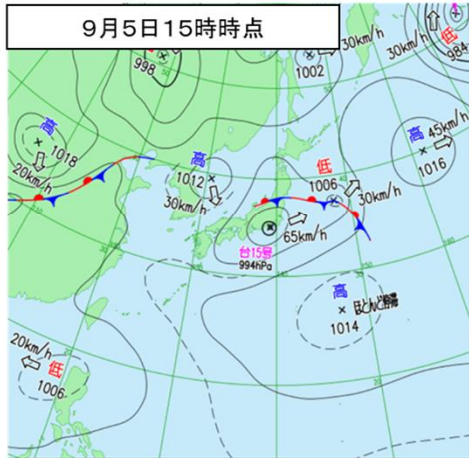
『令和7年9月の台風第15号による大雨』出水概要 大井川

(1) 令和7年9月4日～9月5日の大雨による気象概況など

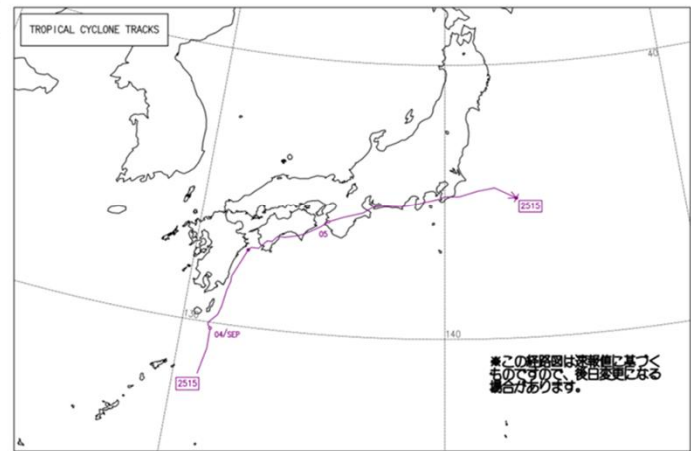
令和7年9月4日に発生した台風第15号は奄美大島の東で発生し、発達しながら北上した。4日の夜に九州に接近したあと、5日午前9時頃には和歌山県北部に再上陸し、その後、西日本から東日本へ列島を横断、静岡県や神奈川県で線状降水帯が発生したり、静岡雨量観測所にて9月4日0時から9月5日24時までの総降水量218mmを記録した。また、1時間雨量は9月5日14時に静岡雨量観測所にて80mmを記録した。

静岡県内ほぼ全域に土砂災害警戒情報が発表され、また、静岡市をはじめ多くの市町では避難指示を発令した。また、県内では竜巻も発生し、各地に大雨や突風、停電などの被害をもたらしたが、台風は、9月5日午後9時に日本の東で温帯低気圧に変わった。

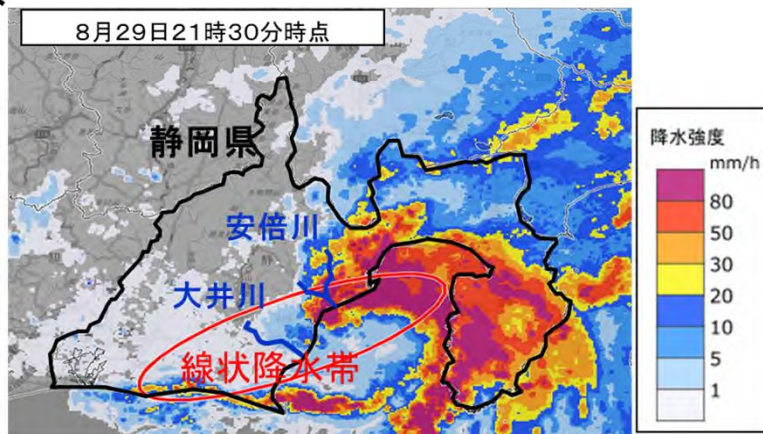
天気図
(気象庁HP)



台風経路図
(気象庁HP)

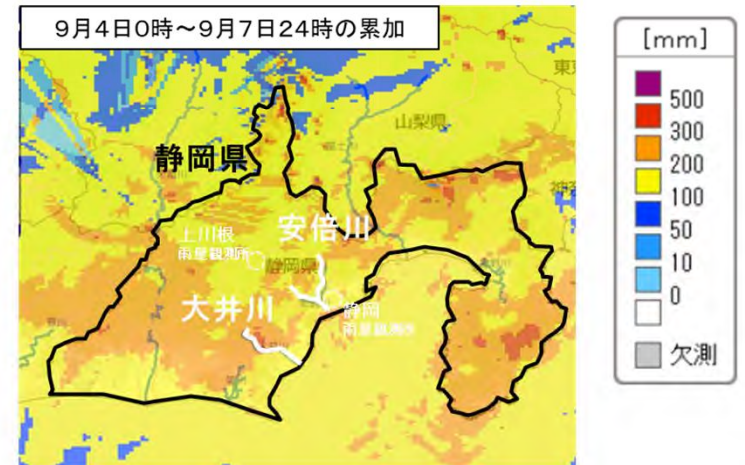


気象庁レーダー
雨量



※速報値のため
変更される場合
があります。

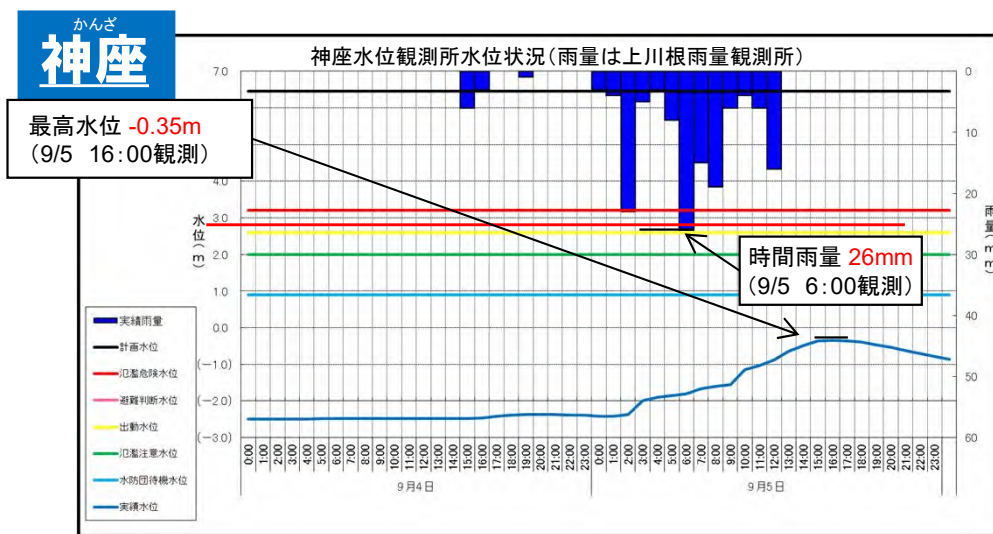
Cバンドレーダー
累加雨量



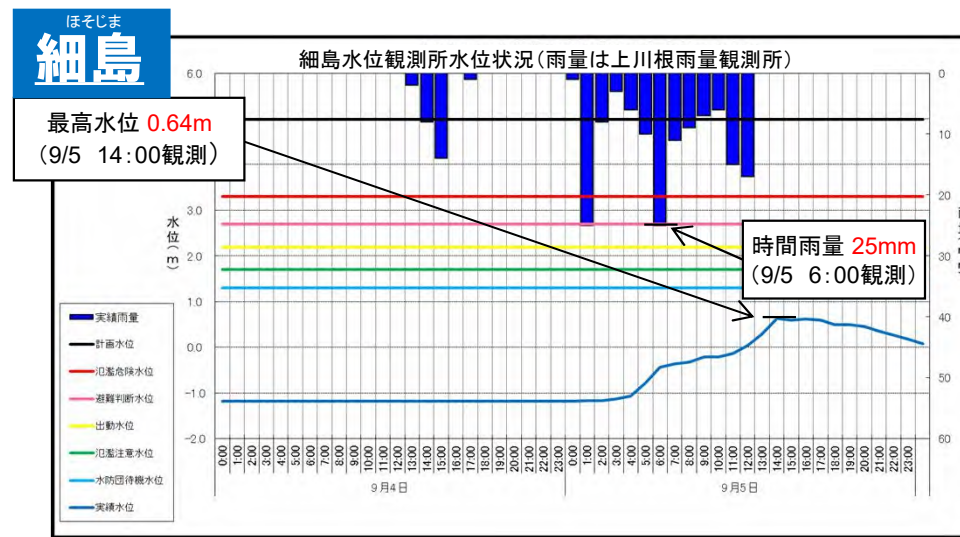
(2) 大井川の水位観測所 水位状況

大井川では安倍川程の水位上昇はなく、神座水位観測所および細島水位観測所では、水防団待機水位を超えなかった。

9/4 0時 ~ 9/5 24時の各水位観測所における水位の変遷は以下の通り



※時刻水位・雨量データより作成



※時刻水位・雨量データより作成

<各水位観測所 ピーク時水位の整理>

河川名	観測所名	今回 最高水位	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	出動水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画 高水位
大井川	神座	-0.35	0.90	2.00	2.60	2.60	3.20	6.45
	細島	0.64	1.30	1.70	2.20	2.70	3.30	4.99

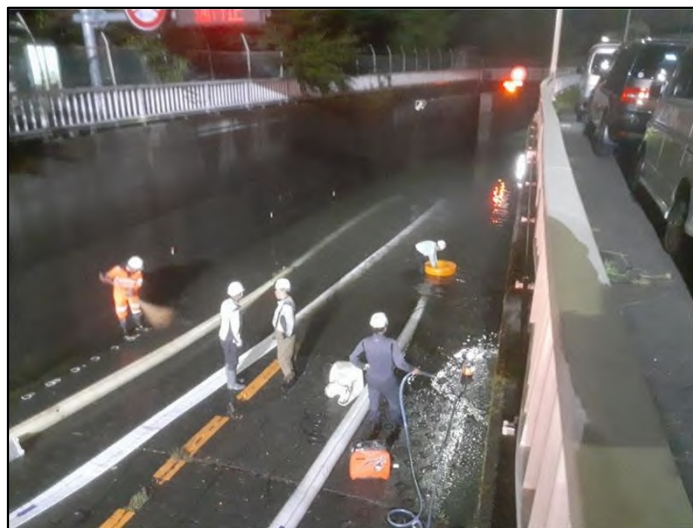
※速報値のため変更される場合があります。

(3) 市町への支援活動状況（県道冠水に伴う排水支援）

令和7年9月5日、台風第15号による県道の道路冠水（アンダーパス）の排水作業のため、排水ポンプ車1台、照明車1台、併せてTECパートナー2社、TEC-FORCE隊員2名を派遣しました。



排水作業実施箇所
(焼津駅西側県道アンダーパス)



アンダーパス冠水状況



ポンプ車・照明車による排水作業状況

○排水支援

- (1) 期 間: 9月5日(金)
- (2) 場 所: 静岡県焼津市栄町地先
- (3) 班構成: 現地支援班(静岡河川事務所)
 - ・TECパートナー 2社
(瀧重機(株)、市川土木(株))
 - ・TEC-FORCE隊員 2名
- (4) 内 容: 排水支援(排水ポンプ車1台、照明車1台)



出発式の状況



排水作業終了状況

(3) 市町への支援活動状況（牧之原市及び吉田町の電源支援）

令和7年9月5日に静岡県牧之原市、吉田町において突風によると思われるものにより発生した停電に対する電源支援、及び中部電力の夜間復旧作業支援として照明車及び排水ポンプ車を派遣しました。



特別養護老人ホームへの電源支援(吉田町内)



排水ポンプ車による電源支援(牧之原市内)



取材状況(牧之原市内)



照明車を牧之原市での中部電力の夜間復旧作業にも使用しました。

○吉田町(電源支援)

- (1) 期 間: 9月5日(金)～9月7日(日)
- (2) 場 所: 特別養護老人ホーム住吉杉の子園
特別養護老人ホーム片岡杉の子園
- (3) 班構成: 現地支援班(静岡河川事務所)
 - ・TECパートナー 2社(瀧重機土木(株)、丸紅(株))
 - ・TEC-FORCE隊員 3名
- (4) 内 容: 電源支援(排水ポンプ車1台、照明車1台)

○牧之原市(電源支援)

- (1) 期 間: 9月6日(土)～9月7日(日)
- (2) 場 所: 細江コミュニティセンター
坂部区民センター
牧之原市役所榛原庁舎
- (3) 班構成: 現地支援班
(浜松河川国道事務所・静岡河川事務所)
- (4) 内 容: 電源支援(排水ポンプ車3台、照明車1台)

(3) 市町への支援活動状況（簡易遠隔操縦装置（ロボQS）を活用した復旧工事）

○令和6年9月19日に発生した静岡県静岡市葵区の山間部を走る林道東俣線における斜面崩壊が発生し、一般の登山者や近隣工事の作業員など少なくとも148人が一時孤立。

○斜面崩壊により林道上に堆積した土砂の撤去作業には、二次災害防止の観点から作業員の安全性を確保しながらの施工が必要となることから、静岡市が中部地方整備局へTEC-FORCEの協力を要請。

○土砂の撤去作業には中部地方整備局が保有している簡易遠隔操縦装置(ロボQS)を取り付けたバックホウを活用することにより、安全かつ迅速に土砂の撤去作業を行うことが可能となり、5日後の令和6年9月24日に通行止めの解除が可能となった。



操作用無線機



令和8年出水期からの 新たな防災気象情報について

静岡地方気象台

- **警戒レベル**は、住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、**避難情報等を5段階に整理**したものです。（例：警戒レベル4 = 避難指示、警戒レベル3 = 高齢者等避難）
- **防災気象情報**は、**避難情報の発令や住民の自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」**という位置づけですが、警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があります。

警戒レベル				現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）				
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
			指定河川洪水予報（河川毎）	洪水害（市町村毎）	大雨浸水害（市町村毎）			
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）		大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報			土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水警報		大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

〜 警戒レベル4までに必ず避難！ 〜

防災気象情報と警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があり、「防災気象情報に関する検討会」において2年半かけて検討。その最終とりまとめ（令和6年6月）に沿って防災気象情報を改善。

- 住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう避難情報等を5段階の警戒レベルに整理。
(平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、令和元年出水期から運用開始。)
- その後、令和3年の災害対策基本法改正により、警戒レベル4にあたる避難勧告と避難指示が避難指示に一本化。

令和3年5月20日から ひなんしじ **避難指示で必ず避難** ひなんかんこく **避難勧告は廃止**

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確信したときに発令)
4	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで見逃されることとなります。

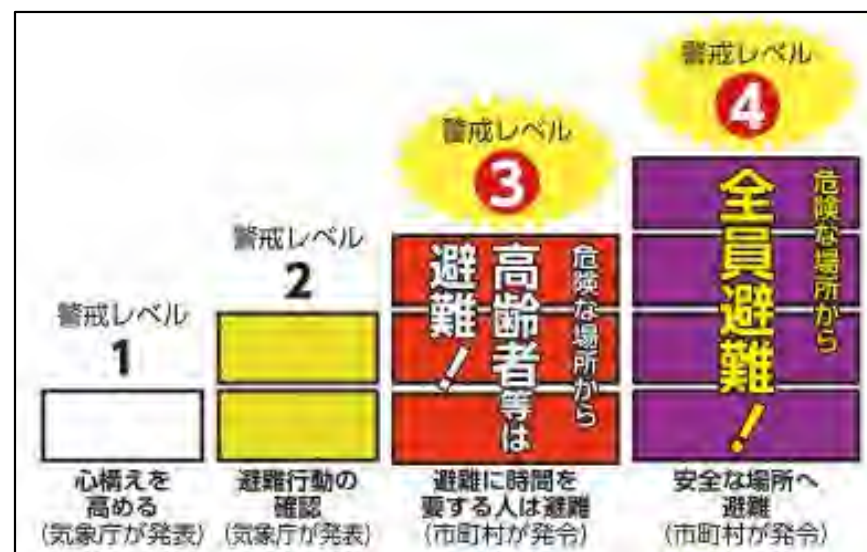
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ前段の行動を合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません!

避難勧告は廃止されます。これからは、**警戒レベル4避難指示**で危険な場所から**全員避難**しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、**警戒レベル3高齢者等避難**で危険な場所から**避難**しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁



❗ 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

「避難行動判定フロー・避難情報のポイント」(内閣府(防災担当))より

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))より

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報等）

今回は、河川氾濫に関する情報及び大雨に関する情報のみ詳しく説明します

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

- 河川氾濫等に関する情報は、**洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報とし、「レベル3 氾濫警報」等の名称で発表します。**これまでの気象台による市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行いません。
- **水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進します。**
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけます。**洪水予報河川以外の河川も、大雨に関する情報で一緒に扱います。**

河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等	
河川数	約400河川	河川事務所・都道府県による水位情報は、これまでどおり発表することとし、警戒レベルとの関係は変更しない。	大雨に関する情報で扱う。	—
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台			気象台
発表単位	河川ごと			市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫			内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）			表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）
情報名称	5	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	
	4	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	
	3	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	
	1	早期注意情報	〔 洪水予報河川への移行を促進 〕	早期注意情報

まとめ – 河川氾濫及び大雨に関する情報の変更について –

- 現行の「河川氾濫等に関する情報」は、洪水予報河川の外水氾濫を対象とした河川氾濫に関する情報と、それ以外の河川の外水氾濫及び内水氾濫を対象とした大雨に関する情報に種別を区分します。
- このため、大雨による浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として5段階の警戒レベルごとに情報を整理し、警戒レベル相当情報として位置づけます。
- 大雨に関する情報の警戒レベル4に相当する情報として、「レベル4 大雨危険警報」を新設します。
- 河川氾濫に関する情報は、気象業務法上の一般向けの警報の扱いとします。これにより、現行の市町村ごとの洪水警報及び洪水注意報の発表は行いません。
- 洪水予報河川について、洪水の特別警報を新たに創設し、「レベル5 氾濫特別警報」として運用開始します。
- 水位周知河川の水位の情報は、当面はこれまでどおりの運用とします。

最後に 新たな防災気象情報の「特設サイト」を公開しています

- 新たな防災気象情報についての**広報資料等**を入手できる「**特設サイト**」を公開しました。
- ご不明な点等ございましたら、静岡地方気象台にお問い合わせください。

国土交通省 気象庁 Japan Meteorological Agency

ENGLISH Other Languages 文字サイズ変更 標準 大

ホーム 防災情報 各種データ・資料 地域の情報 知識・解説 各種申請・ご案内

ホーム > 新たな防災気象情報について (令和8年~)

新たな防災気象情報について(令和8年~)

令和8年5月下旬(予定)より 気象の警報などが大きく変わります

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

- 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます
- 河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります (特別警報の新設など)
- 「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

防災気象情報の改善の概要

①

背景と狙い

令和6年6月に取りまとめられた「防災気象情報に関する検討会」の提言を踏まえ、令和8年5月下旬(予定)から新たな防災気象情報の運用を開始します。

河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報は、これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていましたが、今回の改善により、避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断をしやすくなります。

例えば、これまでの大雨警報は、「レベル3大雨警報」という名称に変更となり、レベルの数字と一緒に情報が伝えられます。レベル4やレベル3の情報が発表された場合には、千千川や河川の水位情報等の情報を確認して早めの避難を心がけてください。

警戒レベルに応じた行動

「避難情報に関するガイドライン(内閣府・防災担当)」では、自治体や気象庁等から発表される防災気象情報について、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなります。

自治体から警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとってください。また、避難指示等が発令されていなくても、警戒レベル4や警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、千千川や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。

避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにとどまらず、川や崖から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上階等に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要です。

※「避難情報に関するガイドライン」について、今後の改善を踏まえ今後更新を予定しています。

【特設サイトの構成】

- ① 防災気象情報の改善の概要
- ② 広報資料等 (チラシ・リーフレット等)
- ③ 情報改善の詳しい説明資料 (パワーポイント資料等)
- ④ XMLフォーマットの電文等の情報
- ⑤ 関連サイトへのリンク

※資料は順次充実していきます。



広報資料等

②

「一般のリーフレット(3つ折り)」
ダウンロードファイル(PDF形式: 85.0MB) [PDF形式: 20MB]

子ども向けリーフレット(2つ折り)
ダウンロードファイル(PDF形式: 85.0MB) [PDF形式: 1.6MB]

防災気象情報に関する説明資料のチラシ
ダウンロードファイル(PDF形式: 85.2MB) [PDF形式: 2.8MB]

③

「説明資料」の詳しい説明資料
全体情報
防災気象情報の改善について [PDF形式: 3.0MB] [PDF形式: 10.9MB] 令和8年2月24日

災害種類別の情報
河川氾濫・大雨に関する情報の改良 [PDF形式: 1.0MB] [PDF形式: 0.95MB]
土砂災害に関する情報の改良 [PDF形式: 1.3MB] [PDF形式: 5.2MB] 令和8年2月24日発表
高潮に関する情報の改良 [PDF形式: 0.67MB] [PDF形式: 0.26MB]

※数値に基づく注意情報等については、(注)を参照してください。 [PDF形式: 0.98MB] [PDF形式: 1.6MB]

④

XMLフォーマットの電文等の情報
気象庁では、日々発表している防災気象情報を機械可読形式(XML形式)で提供しています。このXML形式のデータについては、新しい防災気象情報の発表と同時に最新のXML形式のリンクが更新されます。

⑤

関連リンク
関係機関
令和7年12月14日「新たな防災気象情報の運用について」
令和7年11月14日「気象庁長官の記者会見」(一部変更された防災気象情報)を踏まえ、手紙・電話・メールによるお問い合わせの受付が開始されました。

防災気象情報に関する検討会
防災気象情報に関する検討会

水防法に基づく氾濫通報制度等について

令和8年4月22日

国土交通省 中部地方整備局

水災害予報センター

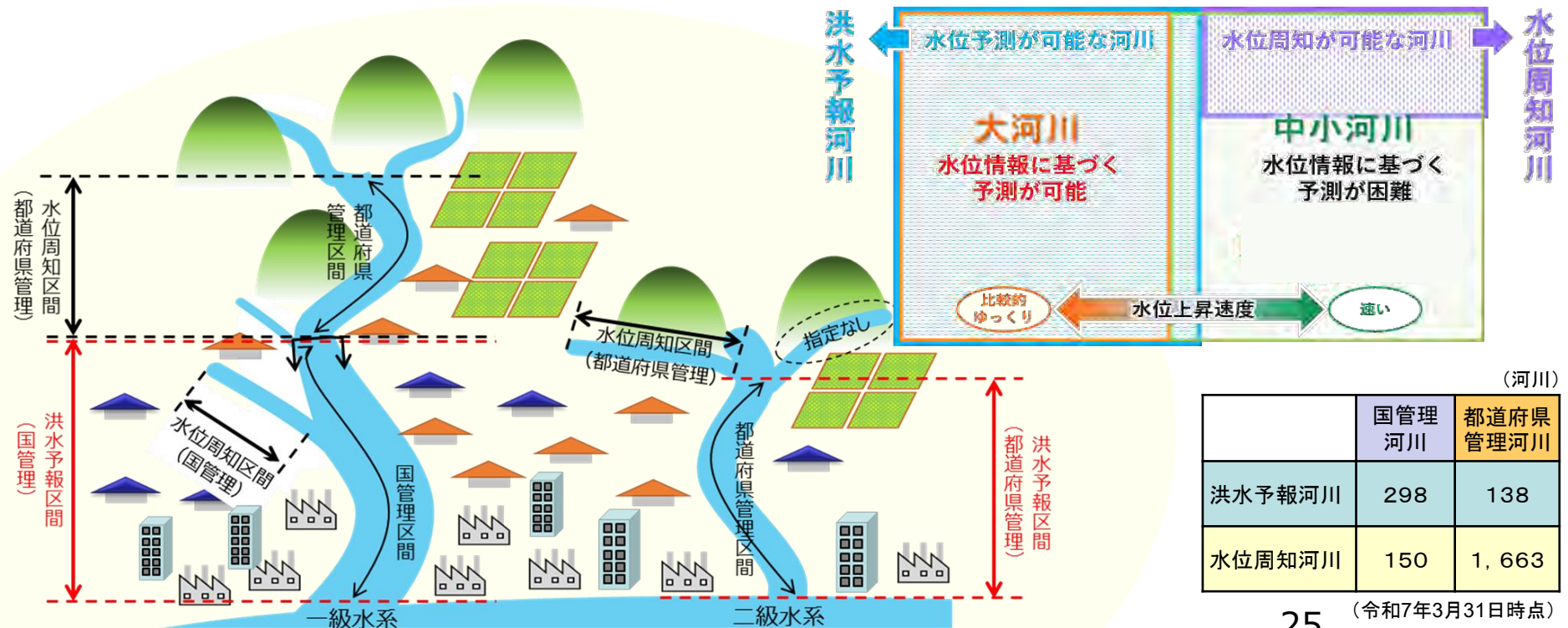
洪水予報河川と水位周知河川

洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがある河川のうち、水位等の予測が技術的に可能な「流域面積が大きい河川」・・・【洪水予報河川】



流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川・・・【水位周知河川】

- 大河川 局所的な豪雨には比較的強いが、広範囲に大雨が長時間続くと徐々に水位が上昇し、危険な状態になる。水位情報をもとに避難情報の発令や避難行動をとりやすい。
- 中小河川 降雨と同時に直後に増水し、危険な状態になる可能性がある。水位情報のほか、雨の情報から避難行動をとることが必要な場合がある。



R7気象業務法・水防法改正について (5月29日以降の洪水に関する情報)

R7 気象業務法・水防法の改正に係るポイント

～ 洪水予測の業務に係るもの ～

(1) 氾濫特別警報(洪水の特別警報)の創設

気象業務法第13条の2

- ⇒ 氾濫特別警報は洪水予報河川について発表
- ⇒ 洪水予報河川の情報名称が「〇〇警報や〇〇注意報」に
(水位周知河川の情報名称は、引き続き「〇〇情報」のまま)
- ⇒ 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表
(レベルの数字で、とるべき防災行動が分かる！)

(2) 氾濫等の通報制度の創設

水防法第24条の2

- ⇒ 河川の氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを通報
(氾濫事実の確認後だけでなく、切迫状態についても)
- ⇒ 氾濫発生情報 や 氾濫特別警報 の発表に活用

情報名称の変更

➤ 令和7年の法改正及び防災気象情報の見直しに伴い、令和8年出水期から以下の通り用語が変更となります。

	基準水位		洪水予報河川		水位周知河川	
	令和7年度まで	令和8年度から	令和7年度まで	令和8年度から	令和7年度まで	令和8年度から
警戒レベル5 相当情報	氾濫する可能性のある水位 (氾濫開始水位)	氾濫発生水位 (氾濫開始水位)	氾濫発生情報	レベル5 氾濫特別警報 ／ レベル5 氾濫発生情報	氾濫発生情報	レベル5 氾濫発生情報
警戒レベル4 相当情報	氾濫危険水位 (危険水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	氾濫危険情報	レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険情報	レベル4 氾濫危険情報
警戒レベル3 相当情報	避難判断水位	避難判断水位	氾濫警戒情報	レベル3 氾濫警報	氾濫警戒情報	レベル3 氾濫警戒情報
警戒レベル2 情報	氾濫注意水位	氾濫注意水位	氾濫注意情報	レベル2 氾濫注意報	氾濫注意情報	レベル2 氾濫注意情報

洪水予報等の発表基準

洪水予報の標題	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
<p>〇〇川 レベル5 氾濫発生情報 ※洪水予報については、レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>氾濫による著しい危険が切迫</u> ・ 氾濫の発生 (氾濫水の予報※) 	<p>氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】 → 緊急安全確保</p>
<p>〇〇川 レベル4 氾濫危険警報</p>	<p>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合 (<u>氾濫発生水位</u>への到達予測) あるいは氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合</p>	<p>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】 → 避難指示</p>
<p>〇〇川 レベル3 氾濫警報</p>	<p>一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合</p>	<p>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】 → 高齢者等避難</p>
<p>〇〇川 レベル2 氾濫注意報</p>	<p>氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p>	<p>氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2】</p>

※氾濫水の予報

平成17年7月の水防法および気象業務法の改正により、従来の洪水のおそれがあるときに発表する水位・流量の予報に加え、河川が氾濫した後においては浸水する区域及びその水深の予報を行うことになった。
(国管理区間の利根川上流部、利根川中流部及び阿武隈川下流部)

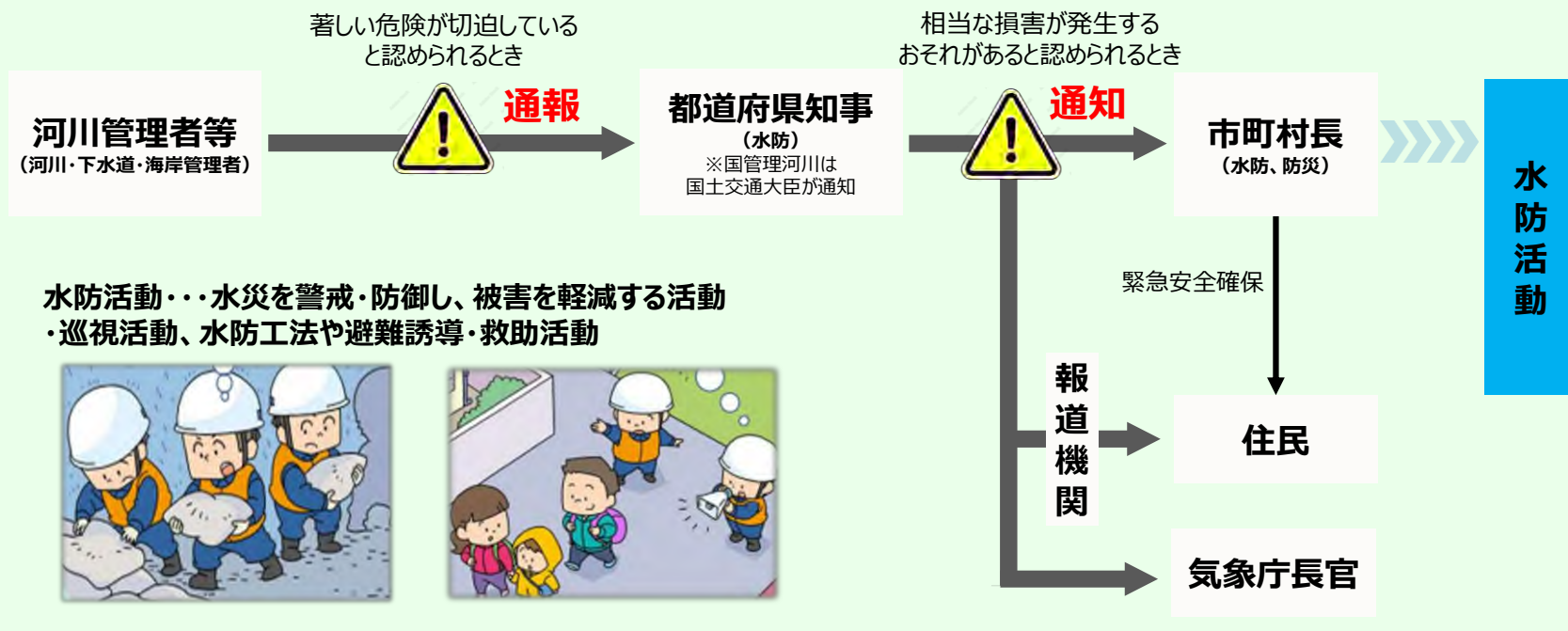
参考(水防法改正に伴う対応)

【参考】河川管理者等による氾濫等の通報

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となります。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋がります。

※なお、通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用されます。

新たな通報制度の概要



【参考】令和7年 法改正に係る河川氾濫等に関する情報

- 河川氾濫等に関する情報は、洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報とし、「レベル3 氾濫警報」等の名称で発表します。これまでの気象台による市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行いません。
- 水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進します。
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけます。洪水予報河川以外の河川も、大雨に関する情報で一緒に扱います。

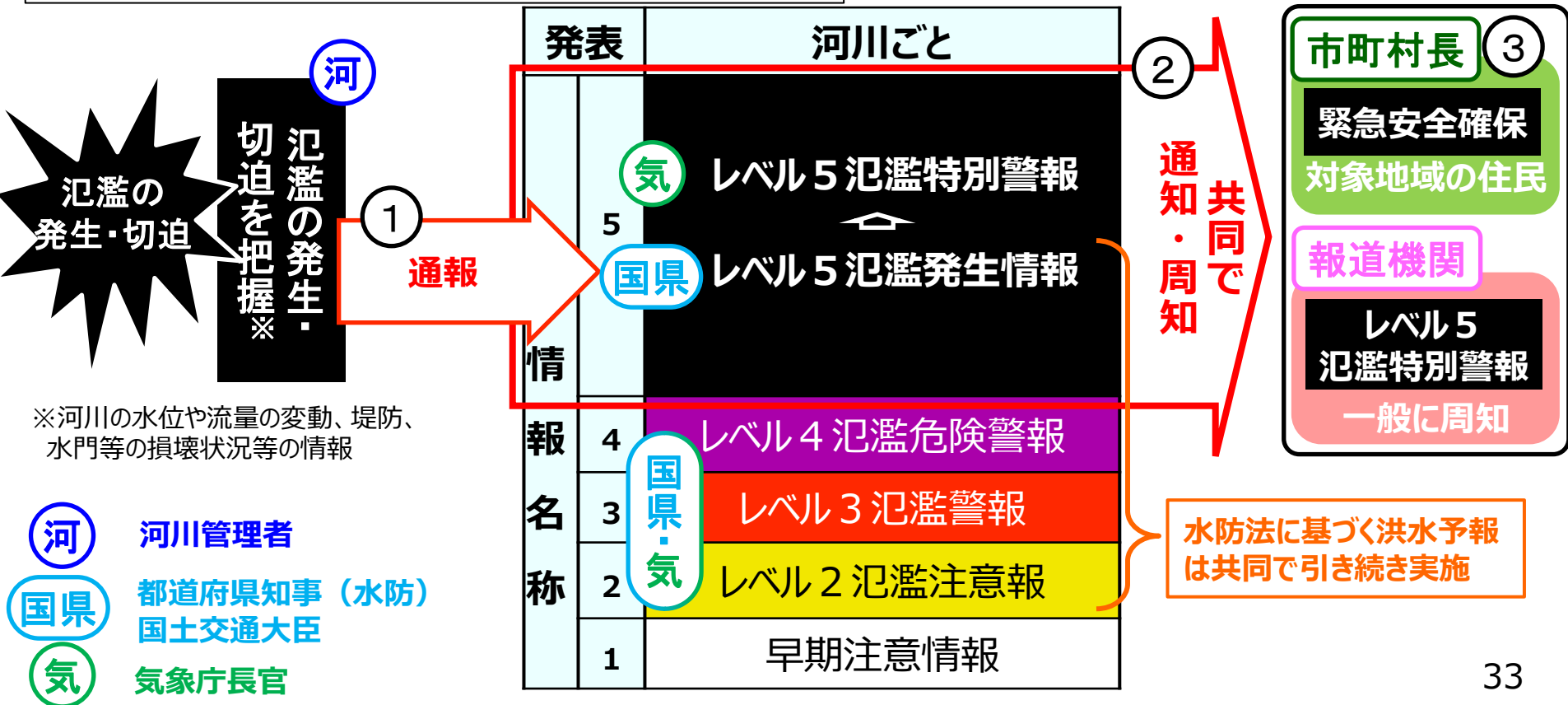
河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

河川氾濫等に関する情報			左記以外の河川も含む 洪水警報等	大雨に関する情報	
分類	洪水予報河川	水位周知河川			
河川数	約400河川	河川事務所・都道府県による水位情報は、これまでどおり発表することとし、警戒レベルとの関係は変更しない。	大雨に関する情報で扱う。	-	
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台			気象台	
発表単位	河川ごと			市町村ごと	
対象とする主な現象	外水氾濫			内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫	
発表指標	水位（実測・予測）			表面雨量指数・流域雨量指数 (解析・予測)	
情報名称	5	レベル5 氾濫特別警報 ／レベル5 氾濫発生情報		レベル5 大雨特別警報	
	4	レベル4 氾濫危険警報		レベル4 大雨危険警報	
	3	レベル3 氾濫警報		レベル3 大雨警報	
	2	レベル2 氾濫注意報		レベル2 大雨注意報	
	1	早期注意情報		早期注意情報	
			〔 洪水予報河川への移行を促進 〕		

【参考】洪水予報河川に関する情報

- ① 洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設** 【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ② **国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報を関係機関へ通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供** 【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第6項、第7項、第8項】
- ③ **市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5 氾濫特別警報（レベル5 氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

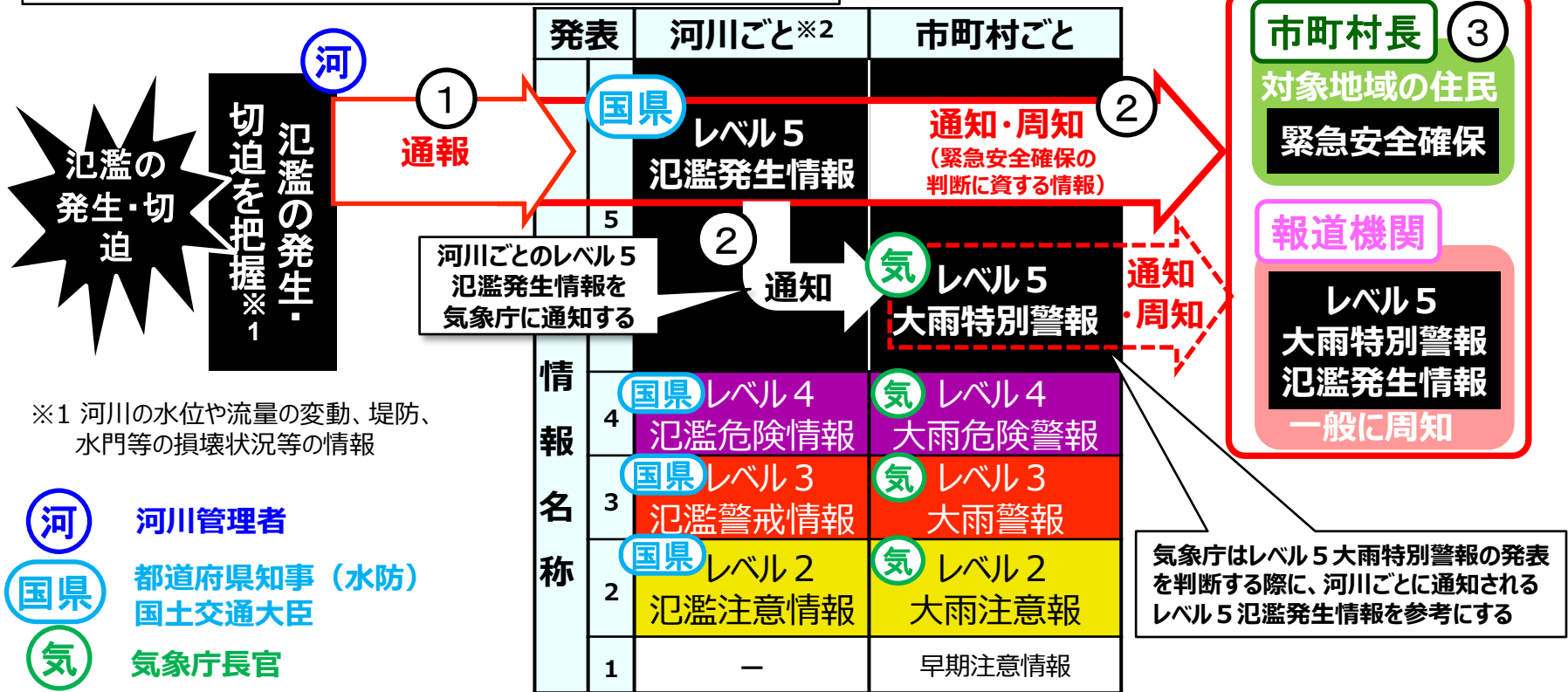
警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]



【参考】水位周知河川等に関する情報

- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設**。
【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報を関係機関へ通知・周知**（気象庁が発表するレベル5 大雨特別警報の発表判断にも活用）。
【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事からの「レベル5 氾濫発生情報」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**。

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [水位周知河川等]



※2 これまで氾濫発生情報は、水位周知河川で任意の取り組みとして氾濫を確認した際に発表していたが、今後は水位周知河川、その他河川は切迫段階でも「レベル5 氾濫発生情報」を発表（予め水防計画に定められた氾濫等の通報の対象河川）。
 水位周知河川によっては、レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険情報のみ発表、その他河川はレベル5 氾濫発生情報のみ発表の場合がある。

【参考】水位周知河川等の情報の避難情報への活用

（例）【警戒レベル4】避難指示（水位周知河川）

※避難情報に関するガイドライン説明会
（3月6日）資料から作成

<確認情報・計測情報>

1: **氾濫危険水位**に到達した場合

2: **氾濫危険水位**よりも低い水位であるものの、氾濫のおそれが高まっている場合

①堤防に漏水・侵食の進行や亀裂・すべりが発生

②排水機場の運転が停止した又は停止が予定されている状況

③ダム操作※に伴い下流の河川区域において急激な水位上昇のおそれがある状況

※異常洪水時防災操作開始の通知 等

<推定・予測情報>

3: **避難判断水位**を超え、上流の水位状況から更に急激な水位上昇のおそれがある場合

4: **避難判断水位**を超え、以下のような更に急激な水位上昇のおそれがある場合

①**レベル4大雨危険警報**が発表され、洪水キキクルで「**危険(紫)**」が出現した場合

②上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合

5: **避難指示**の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

6: **避難指示**の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合

【参考】氾濫等の通報に関する例外的な対応をする区域

洪水予報等を行う基準観測所内の受持区域内には、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じるものの、氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な箇所もあることから、これらの箇所については、これまで氾濫発生情報の発表の対象とせず、市町村と連携し**個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応**をしており、引き続き同様の対応とする。（←水防計画への記載が必要）

■ 予報区域と受持区域の関係

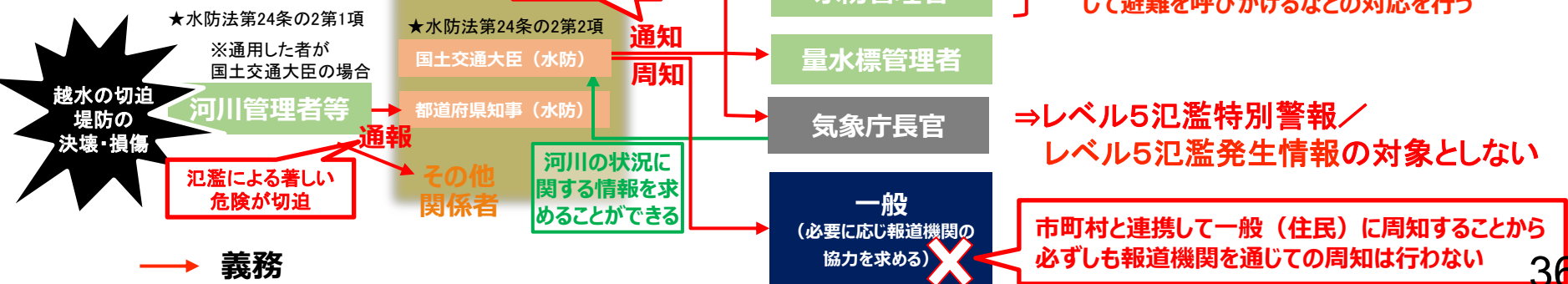


例外的な対応をする区域の例

住家や工場は氾濫が及ばないところに集中しており、氾濫しても範囲や被害が限定的なため個別に対応することとしている。



■ 例外的な対応の通報フロー



【参考】R7 気象業務法・水防法の改正ポイント(条文)

下線部:改正箇所

○気象業務法第13条の2(洪水の特別警報に係る条文)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2～9(略)

○水防法第24条の2(氾濫等の通報に係る条文)

河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、その管理する河川、下水道又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係 都道府県知事その他関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた都道府県知事(当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあつては、国土交通大臣)は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。